

使用済み潤滑油は

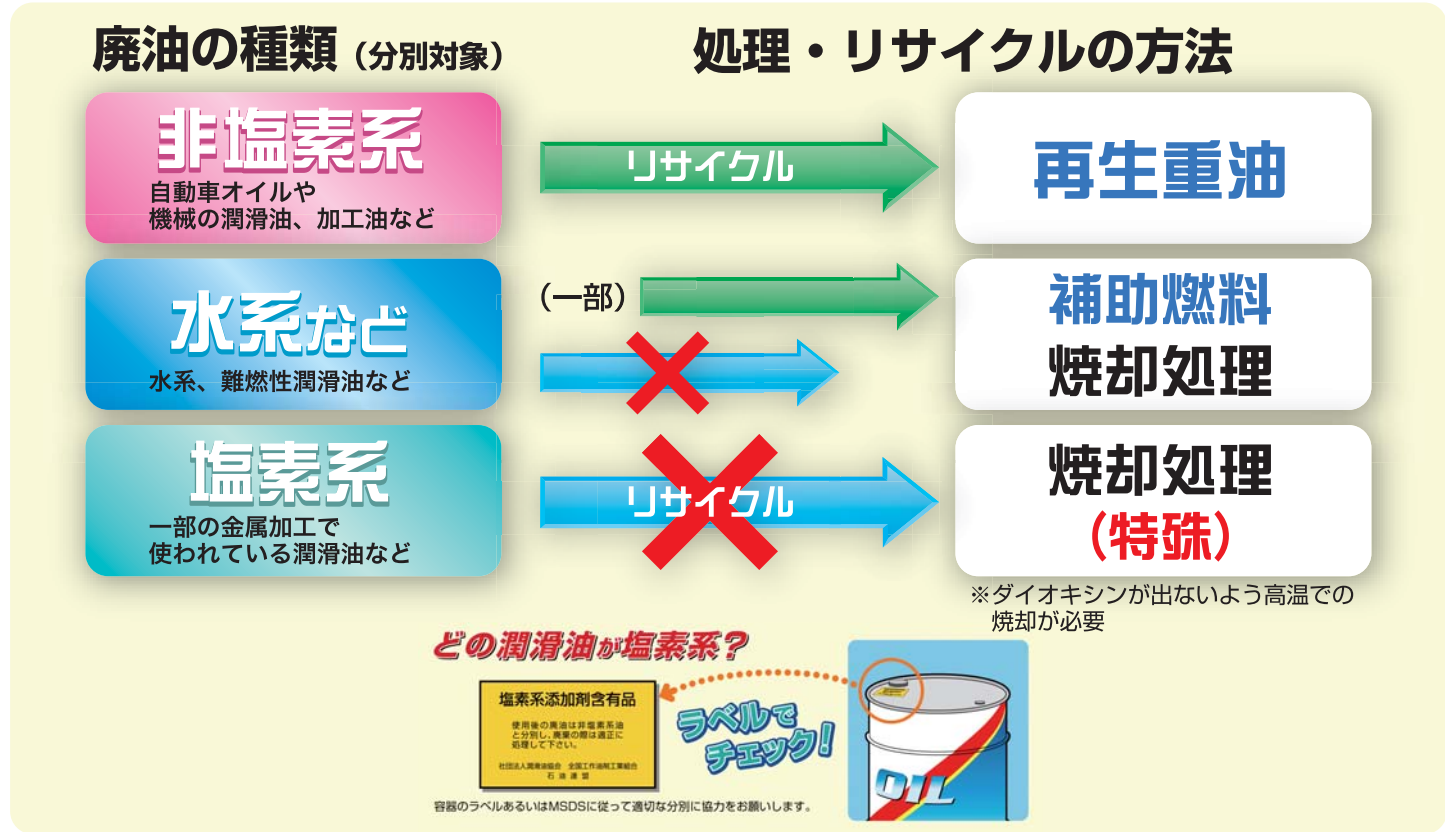
リサイクルのために分別しましょう。

塩素系とは混ぜないで分別してください。

一般の使用済み潤滑油は再生重油などとして再資源化されますが、塩素系添加剤の混入したものは専門業者で焼却処分する必要があります。



注意! ガソリンや灯油、軽油などの燃料や溶剤は混ぜないで下さい。塩素系の判別は容器に貼付されているラベルやMSDSで確認できます。



使用済み潤滑油の処理についてのお願い

- ・ 処理の委託は必ず産業廃棄物処理業の許可を有する会社を選びましょう。
- ・ 「排出事業者」に義務づけられていること・・・」
 - ① 処理委託契約を結ぶこと
 - ② マニフェストを交付すること
 - ③ 廃棄物データシート (WDS) により廃油の性状や特性による注意事項を開示すること (平成 08.7.26 環境省令第 23 号)

社団法人 潤滑油協会

このパンフレットは資源エネルギー庁の補助を受けて作成したものです。

会社名

国内主要地域の廃油
再生・処理会社の所
在地、連絡先、事業
内容等の情報が入手
できます。

地域	主な廃油(使用済み潤滑油)再生・処理会社	事業所名	郵便番号	所在地	連絡先 電話番号	廃油の 収集運搬	事業内容				備考											
							原油の再生	燃料油再生	潤滑油再生(剥離剤等)	焼却		廃油の中間処理 油水分離	中和									

「廃油」取扱いに係る保有許可

産業廃棄物の取扱種別 「廃油」の「収集運搬業」	産業廃棄物の取扱種別 「廃油」の「処分業」	特別産業廃棄物の取扱種別 「廃油」の「収集運搬業」	特別産業廃棄物の取扱種別 「廃油」の「処分業」
----------------------------	--------------------------	------------------------------	----------------------------